

公共私連携について (追加資料)

認可地縁団体のガバナンスに関する規定（地方自治法）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(※一般社団法人・一般財団法人法の制定以前は、従来民法第三章の法人に関する規定の一部を準用する旨が地方自治法において規定されていたところ、一般社団法人・一般財団法人法の制定に伴い、民法の当該規定が大幅に削除され、各法人の根拠法において規定されるなどの整備等が行われたことにより、所要の規程が整備されたもの。)

認可地縁団体におけるガバナンス（財産関係）

規約における総会への事業報告及び決算報告等

- 財産目録には、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要がある。
- 事業計画・事業報告及び予算・決算は認可地縁団体にとって重要事項であり、毎会計年度、総会の議決又は承認が必要とされている。

（規約作成例）

第〇〇条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第〇〇条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

【財産目録の例】…認可申請時

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地
〇〇自治会集会所	100.0㎡	東京都千代田区霞が関2丁目〇〇番地

イ 土地

名称	延床面積	所在地
宅地	130.0㎡	東京都千代田区霞が関2丁目〇〇番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

1 国債	取得金額 〇〇万円	券面金額 〇〇万円
2 社債	取得金額 〇〇万円	券面金額 〇〇万円

【財産目録の例】…認可後、事業報告及び決算時

区分	所在数量等	金額(評価額)	備考
(流動資産の部)			
I 流動資産			
1 現金資産			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 什器備品			
6 電話加入権			
7 有価証券			
資産合計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負債合計		B	
差引き正味財産(A-B)			

一定のコミュニティ組織等を条例等で指定・認定した場合のガバナンス①

- 一定の要件を満たした連携・協働のプラットフォームやコミュニティ組織について、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて市町村による人的支援・財政支援の対象としている取組が見られるが、当該条例等に、認定の取消しに関する規定や、予算書・決算書等の市町村長への提出を求める規定が定められている。

大阪府豊中市の例

○豊中市地域自治推進条例（抄）

（地域自治組織の認定等）

第7条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。

- (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。
- (2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。
- (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。
- (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。

2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。

3～5 略

6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなると認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

（市の支援）

第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。

2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

（地域づくり活動計画）

第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画(以下「地域づくり活動計画」という。)の策定に努めるものとする。

（活動報告等）

第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。

○豊中市地域自治推進条例施行規則（抄）

第2条 条例第7条第2項に規定する市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

ア～キ (略)

(2) 役員の名簿

(3) 条例第7条第1項第1号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面

(4) 当該年度の活動の計画書及び予算書

(5) その他市長が必要と認める書面

(地域自治組織の認定の取消事由)

第5条 条例第7条第6項に規定する市規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 地域自治組織の活動が次のいずれかに該当すると認めるとき。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 特定の公職…の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 地域自治組織の目的を達成するための活動を1年以上全く行っていないと認めるとき。

(3) 地域自治組織に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。

(4)～(6) (略)

一定のコミュニティ組織等を条例等で指定・認定した場合のガバナンス②

＜豊中市地域自治推進条例第7条第1項に基づく地域自治組織の認定に係る提出書類＞

(1)	次の事項を規定した規約
ア	地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地
イ	地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。
ウ	地域自治組織の地域の範囲
エ	地域自治組織の構成に関すること。
オ	不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。
カ	会計に関すること。
キ	規約の変更に関すること。
(2)	役員の名簿
(3)	条例第7条第1項第1号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面（例；取組み記録、地域の将来像、地域自治助成金の報告書、広報物など）
(4)	当該年度の活動の計画書及び予算書
(5)	その他市長が必要と認める書面

＜確認事項＞

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類
(1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。	①地域住民のだれもが参加して意見を述べられる場を設けて取り組んでいること。	(3)
	②上記の場に参加していない人の意見を聴くための努力や工夫をしていること。	(3)
	③地域の将来像を作成し、共有していること。	(3)
1) 自主性の尊重と対等の原則	④取組みに参加しない住民や団体に対しても、参加の機会を保障していること。	(3)
	⑤取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(3)
2) 民主性の原則	⑥組織運営のルールについて参加者が話し合い、規約等を定めていること。	(3)
3) 地域資源尊重の原則	⑦地域の歴史や地域団体の活動など、地域の資源を発見または共有する取組みを実施していること。	(3)
4) 補完性の原則	⑧地域の課題解決のために、地域でできることを話し合い、協力・役割分担して取り組んでいること。	(3)
5) 情報共有・参画・協働の原則	⑨取組みの過程を公開していること。	(3)
	⑩取組みに関する情報を、すべての地域住民に届ける努力や工夫をしていること。	(3)
	⑪より多くの地域住民の意見を聴くための取組みを実施していること。	(3)
	⑫さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画していること。	(3)

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類
(2) 組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。	①地域自治組織の地域の範囲は、原則として小学校区であること。	(1)ウ
(3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。	①全ての地域住民を対象として、地域の課題の解決に向けた取組みを行う組織であることを明らかにしていること。	(1)イ
	②地域の将来像や事業計画書に、地域の特性やこれまでの活動を活かした取組が盛り込まれていること（要件(4)の3)⑥を補完）。	(3) (4)
(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。	①全ての住民で組織することを明らかにしていること。	(1)エ
	②地域自治組織の取組みに参加しない住民や団体に対して、不利益な取扱いをしないこと。	(1)オ
1) 自主性の尊重と対等の原則	③取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(1)オ
	④意思決定にあたっては、十分に話し合うことを基本としていること。	(1)オ
2) 民主性の原則	⑤住民のだれもが、組織の意思決定に関する情報を得、又は意思決定に参加できること。	(1)オ・カ・キ
	⑥地域の多様な住民や団体（地域団体、NPO、事業者等）の力を活かして運営する体制となっていること。	(1)エ・オ
3) 地域資源尊重の原則	⑦地域の将来像の実現に向けて、地域住民が、地域課題の解決に取り組む組織であること。	(1)イ (4)
	⑧組織の運営や活動に関する情報を公開すること。	(1)オ・カ
4) 補完性の原則	⑨多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画していること。	(1)エ・オ
	⑩多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画していること。	(1)エ・オ